

広島県選挙管理委員会告示第五十四号

令和元年七月二十一日執行の参議院広島県選出議員選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定により候補者一人が支出することのできる選挙運動に関する支出の金額は、次のとおりである。

令和元年七月四日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

金 額 四七、二六九、五〇〇円